

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年11月24日

【発行者名】 UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
(UBS (Lux) Key Selection SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ロバート・シュティンガー (Robert Süttinger)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
イオアナ・ナウム (Ioana Naum)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、J.F. ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)
(UBS (Lux) Key Selection SICAV
- Digital Transformation Themes (USD))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】 記名式無額面投資証券
デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)
クラスP - a c c 投資証券
上限見込額は以下のとおりである。
デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)
クラスP - a c c 投資証券
19億8,770万米ドル(約2,286億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)クラスP - a c c 投資証券の2021年12月末日現在の1口当たりの純資産価格である198.77米ドルに1,000万口を乗じて算出されている。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2021年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=115.02円)による。

(注3) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年3月31日に提出した有価証券届出書(2022年6月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。)(以下「原届出書」といいます。))について、2022年11月24日付でファンドの設立地における目論見書が変更され、投資方針、投資制限、投資リスク、手数料等及び税金ならびに役員の状況等が変更されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

(注)下線または傍線部は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

(2) 外国投資法人の目的及び基本的性格

<訂正前>

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

投資法人(「本投資法人」)の名称	UBS (Lux) キー・セクション・シキャブ (UBS (Lux) Key Selection SICAV)
法的形態	集合投資事業に関する2010年12月17日法パート (以下「2010年法」という。)の規定に従い設立された可変資本投資会社(SICAV)形態によるオープン・エンド型投資ファンド

(後略)

<訂正後>

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

投資法人(「本投資法人」)の名称	UBS (Lux) キー・セクション・シキャブ (UBS (Lux) Key Selection SICAV)
法的形態	集合投資事業に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」という。)のパート の規定に従い設立された可変資本投資会社(SICAV)形態によるオープン・エンド型投資ファンド

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

一般投資原則

(中略)

金融派生商品の市場は変動が激しく、有価証券への投資に比べて利益を上げる可能性も損失を被るリスクも大きい。

各サブ・ファンドは、付随的に流動資金を保有することができる。

サブ・ファンドの投資は、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別に幅広く分散化すべきである。関係するサブ・ファンドの投資方針に異なる定めがない限り、サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、既存のUCITS(譲渡性証券集合投資事業)およびUCI(集合投資事業)に投資することができる。

(中略)

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)

(中略)

算定には現金および無格付投資商品は考慮されない。

サブ・ファンドは、不動産投資信託(以下「不動産投資信託」という。)に補助的に投資することができる。不動産投資信託の投資は、() UCITSもしくはその他のUCI、または() 譲渡可能証券の基準を満たす場合に認められる。規制市場に上場されているクローズド・エンド型不動産投資信託は、規制市場に上場されている証券の基準を満たしており、ルクセンブルグ法に基づきサブ・ファンドに許容される投資を構成する。

(後略)

<訂正後>

一般投資原則

(中略)

金融派生商品の市場は変動が激しく、有価証券への投資に比べて利益を上げる可能性も損失を被るリスクも大きい。

各サブ・ファンドは、その純資産の20%を限度として、付随的流動資産に投資することができる。20%の上限は一時的に超えることができるが、例外的に不利な市況によりその必要が生じた場合およびかかる違反が投資者の利益を考慮して正当化される場合に必要不可欠な期間に限られる。かかる制約は、デリバティブ金融商品のリスクをカバーするために保有される流動資産には適用されない。2010年法第41(1)条の基準を満たす銀行預金、短期金融商品またはマネー・マーケット・ファンドは、2010年法第41(2)条の意味する範囲における付随的流動資産としての適格性を有しない。付随的流動資産への投資は、要求払い銀行預金(経常的支払いまたは例外的な支払いに即時に対応可能な、銀行の当座預金口座に保管される現金等)または2010年法第41(1)条に基づく適格資産への再投資に要する期間もしくは不利な市況により必要不可欠となる期間に限られなければならない。サブ・ファンドは、単一の機関の要求払い預金にその純資産総額の20%を超えて投資することはできない。サブ・ファンドの投資は、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別にも幅広く分散化すべきである。関係するサブ・ファンドの投資方針に異なる定めがない限り、サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、既存のUCITS(譲渡性証券集合投資事業)およびUCI(集合投資事業)に投資することができる。

(中略)

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンド

UBS アセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドに分類している。サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドは、ESG特性を促進するか、または投資方針に定められる特定のサステナビリティ目標を有する。

デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)

(中略)

算定には現金および無格付投資商品は考慮されない。

さらに、規則(EU)2020/852(「タクソノミー規則」)に基づき、SFDR第8第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当する場合、金融商品を投資先とする投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。「著しい害を及ぼさない(Do No Significant Harm)」方針は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮するサブ・ファンドの投資対象にのみ適用される。サブ・ファンドのその他の投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準が考慮されたものではない。

サブ・ファンドは、不動産投資信託(以下「不動産投資信託」という。)に補助的に投資することができる。不動産投資信託の投資は、()UCITSもしくはその他のUCI、または()譲渡可能証券の基準を満たす場合に認められる。規制市場に上場されているクローズド・エンド型不動産投資信託は、規制市場に上場されている証券の基準を満たしており、ルクセンブルグ法に基づきサブ・ファンドに許容される投資を構成する。

(後略)

(4) 投資制限

<訂正前>

投資原則

本投資法人のサブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

1. 本投資法人が可能な投資

1.1 本投資法人の投資対象は以下の一項または複数の項のみとする。

(中略)

h) 規制された市場で取引されていない「投資方針」の項に定義する短期金融商品。

ただし、短期金融商品の発行または発行体に投資家および投資対象を保護する規則が適用されていること、またかかる商品は、

(中略)

1.4 各サブ・ファンドは付随的に流動資金を保有することができる。

2. リスク分散

(中略)

2.3 上記の規定に反して、以下の規定が適用される。

a) EU加盟国に本拠地を有し、負債証券の保有者を保護するために当該特定国において公的機関の特別な健全性監督に服す金融機関が発行した負債証券に関して、第2項1号に定める最大10%の制限は25%に引き上げられる。特にかかる負債証券の発行に起因する資金は法律に従って、債券の存続期間中に当該債券から発生した債務を十分にカバーする資産に投資するものとし、発行体が破産した場合、元利の支払いに関して優先権が付与されなければならない。サブ・ファンドが同一発行体の債券に純資産の5%以上を投資する場合、当該投資の総額はサブ・ファンドの純資産価額の80%を超えてはならない。

(後略)

<訂正後>

投資原則

本投資法人のサブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

1. 本投資法人が可能な投資

1.1 本投資法人の投資対象は以下の一項または複数の項のみとする。

(中略)

h) 規制された市場で取引されていない「投資方針」の項に定義する短期金融商品。

ただし、短期金融商品の発行または発行体に預金および投資家を保護する規則が既に適用されていること、またかかる商品は、

(中略)

1.4 各サブ・ファンドは付随的流動資金を保有することができる。

2. リスク分散

(中略)

2.3 上記の規定に反して、以下の規定が適用される。

a) 第2項1号に定める最大10%の制限は、欧州議会/理事会指令(EU)2019/2162の第3条(1)に定義されるカバードボンドおよびEU加盟国に本拠地を有し、かつ債券の保有者を保護するために当該特定国において公的機関の特別な健全性監督に服する金融機関が2022年7月8日より前に発行した債券については、25%に引き上げられる。特にかかる2022年7月8日より前に発

行された債券の発行に起因する資金は法律に従って、債券の存続期間中に当該債券から発生した債務を十分にカバーする資産に投資するものとし、発行体が破産した場合、元金の支払いに関して優先権が付与されなければならない。サブ・ファンドが同一発行体の債券に純資産の5%以上を投資する場合、当該投資の総額はサブ・ファンドの純資産価額の80%を超えてはならない。

(後略)

3 投資リスク

<訂正前>

リスク要因

(中略)

ESGリスク

「サステナビリティ・リスク」とは、発生した場合、実際にまたは潜在的に投資価値に重大な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

中華人民共和国(以下「中国」という。)に投資する際の特定リスク

本項の目的において、「サブ・ファンド」とは、投資運用会社のRQFII(人民元適格外国機関投資家)資格、中国銀行間債券市場(以下「CIBM」という。)、上海・香港ストック・コネクトまたは深圳・香港ストック・コネクト(以下「ストック・コネクト」という。)、ボンド・コネクト、中国A株/中国オンショア債券および/またはETF等のアクセス商品にエクスポージャーを有するUCITSまたはその他のUCIを通じて中国A株(以下「A株」ということがある。))および/または中国のオンショア債券に投資する各関連サブ・ファンドをいう。

(中略)

b) RQFII(人民元適格外国機関投資家)リスク

RQFII資格

中国の現行の規制に基づき、外国人投資家は、中国においてRQFIIステータス等の資格のあるステータスを得た機関を通じてA株市場およびその他のRQFII認定証券に投資することができる。現在のRQFII規制は、A株投資に対して厳格な規制(投資ガイドライン等)を課している。

サブ・ファンド自体は、RQFIIではないが、投資運用会社のRQFIIステータスによりA株およびその他のRQFII認定証券に直接投資することができる。投資を予定する者は、サブ・ファンドが投資運用会社のRQFII資格から利益を得続ける保証およびサブ・ファンドのみが利用可能である保証はないことに留意するべきである。

関連する法令の不利な変更(RQFII送金制限の変更を含む。)により買戻請求が適時に処理される保証はない。かかる制限は、サブ・ファンドの取引の停止を結果としてもたらすことがある。

投資運用会社がRQFIIステータスを喪失し、取引を停止したまたは解任された場合、サブ・ファンドは、投資運用会社のRQFII資格を通じてA株またはその他のRQFII認定証券に投資することができなくなる場合があり、また、サブ・ファンドは、その持分の処分を要求されることがあり、これにより、当該サブ・ファンドは重大な悪影響を受ける可能性がある。

RQFII規制

中国におけるRQFIIによる投資、送金および通貨転換に関して定めたRQFII規制は比較的新しい。そのためRQFII規制の適用および解釈は、相対的に試されておらず、適用方法に関しては不確実性がある。中国証券監督管理委員会(以下「CSRC」という。))および中国国家為替管理局(以下「SAFE」という。))は、RQFII規制において幅広い裁量を与えられており、これらの裁量が現在または将来どのように行使されるかについては前例がなく、不確実である。この初期の発展段階において、RQFII規制は、将来さらに改定される可能性がある。かかる改定がRQFII

Iに損害を与えない保証またはC S R CおよびS A F Eにより随時審査される投資運用会社のR Q F

I I資格が完全に削除されない保証はない。

P R Cブローカー

R Q F I Iとして、関連する投資運用会社はまた、中国市場においてサブ・ファンドのために取引を実行するブローカー(以下「中国ブローカー」という。)を選定する。サブ・ファンドは、R Q F I Iとして、投資運用会社が任命することができるブローカーの数に関する規制/制限等、適用あるR Q F I I規制に基づく規制/制限または経営上の制約に従ってR Q F I I認定証券の取引の最良執行の達成に困難を極めることがある。中国ブローカーがサブ・ファンドに対して、中国市場において最良慣行であると投資運用会社が合理的に考える執行基準を提示した場合、投資運用会社は、取引が最高価格で執行されない可能性があるにもかかわらず、取引を当該中国ブローカー(関連会社の場合を含む。)と継続して執行することを決定することができ、サブ・ファンドが取引を執行した際の価格と関連する時期において市場で入手できたその他の価格との差に関してサブ・ファンドに説明責任を負わないものとする。

保管

保管受託銀行は、サブ・ファンドの資産を保有する。サブ・ファンドおよび保管受託銀行は、サブ・ファンドについて副保管人(以下「中国副保管人」という。)を任命する。上記の中国副保管人は、投資運用会社のR Q F I I資格を通じて中国において投資されたサブ・ファンドの資産を保有する。

投資運用会社のR Q F I I資格を通じてサブ・ファンドが取得したR Q F I I認定証券は、別個の証券勘定において中国副保管人が維持し、適用ある法律に従ってサブ・ファンドまたは(サブ・ファンドを代理する)本投資法人の単独の利益および使用のために登録される。中国副保管人による資産の分離があるため、サブ・ファンドの資産は、R Q F I Iとしての投資運用会社、中国副保管人または中国ブローカーの資産の一部を構成しない。しかしながら、投資規制に従い、R Q F I Iとしての投資運用会社は、当該証券勘定における証券に対する権利を有する当事者になる可能性があり(本権利が所有権を構成しないことまたは投資運用会社がサブ・ファンドを代理して証券を購入することを妨げないことにかかわらず)、当該証券は、投資運用会社の清算人による請求の影響を受けやすく、サブ・ファンドのみの名義で登録された場合と同様に十分に保護されないことがある。特に、投資運用会社の債権者がサブ・ファンドの資産が投資運用会社に帰属すると誤って仮定し、当該債権者が当該債権者に対する投資運用会社の債務支払のためにサブ・ファンドの資産の管理獲得を追求するリスクがある。

(中略)

買戻し制限

サブ・ファンドの勘定による送金は、サブ・ファンド/本投資法人(場合による。)の株式の正味買付および買戻しに応じて投資運用会社のR Q F I I資格を通じて中国副保管人が毎日実行することができる。

(中略)

清算準備金リスク

R Q F I I規則に基づき、中国副保管人は、最低清算準備金を預託するよう求められ、その割合は、中国証券登記決算有限責任会社(上海および深圳支店)(以下「C S D C C」という。)によって適切な時期に決定される。中国副保管人は、最低清算準備金の一部としてサブ・ファンドの資産の一部を預託する。最低清算準備金率は、C S D C Cにより随時決定され、中国副保管人によって最低清算準備金に預託される。中国において証券価格が上がった場合、最低清算準備金として保有するサブ・ファンドの資産は、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性がある。他方で、サブ・ファンドのパフォーマンスは、中国の証券価格が下がっている期間に比べて改善する可能性がある。

(中略)

e) 投資制限

中国の規則において、中国上場企業 1 社についてすべての実質的な外国人投資家および / または単独の外国人投資家が保有する株式総数には制限があるため、サブ・ファンドが A 株式に投資を行う能力は、すべての実質的な外国人投資家の活動によって影響を受ける。投資家は様々な R Q F I I またはその他の認定経路を通じて投資を行うことができるため、実際、R Q F I Iとしての投資運用会社が実質的な外国人投資家の投資対象を監視することは困難である。

(中略)

中国の税務上の勘案事項

本項の目的において、() 「サブ・ファンド」とは、投資運用会社の Q F I I 資格および / もしくは R Q F I I 資格もしくは U B S グループ内のその他の事業体の Q F I I 資格および / もしくは R Q F I I 資格を通じて、Q F I I 認定証券 / R Q F I I 認定証券に直接投資もしくは間接投資を行うか、または、C I B Mにおいて、もしくはボンド・コネクトを通じて直接取引される中国国内の債券に投資を行うサブ・ファンドをいい、また() 「投資運用会社」とは、文脈に応じて、投資運用会社および U B S グループ内のその他の事業体をいう。

中国の現行の規制に基づき、外国投資家 (サブ・ファンドを含む。) は、一般に、Q F I I もしくは R Q F I I またはストック・コネクトを通じて、中国 A 株その他の一定の投資商品に投資することができる。サブ・ファンドは、C I B M またはボンド・コネクトを通じて中国国内の債券に直接投資することにより、中国の税務当局によって課される源泉徴収税その他の税金の対象となることがある。

中国の企業所得税 (以下「企業所得税」という。)

(中略)

() 利息および配当

中国の現行の税金に関する法令に基づき、Q F I I / R Q F I I は、中国の上場企業からの現金配当、特別配当、利益分配および利払いに対して10%の中国の源泉所得税を課される。かかる中国の源泉所得税は、適用される二重課税防止条約に基づき減額され、または国内の税法の規定に基づき免税される可能性がある。2018年11月22日、中国財政部 (以下「財政部」という。) および中国国家税务总局 (以下「国税総局」という。) は、外国機関投資家が中国の債券市場への投資により得た債券の利息収入に関する税務上の問題に対処するべく、共同で財税通達 (2018年) 第108号 (以下「通達第108号」という。) を発表した。通知第108号に従い、2018年11月7日から2021年11月6日の間に、中国に恒久的施設を有しない (または中国に恒久的施設を有するが、そのようにして中国で生じた所得が当該恒久的施設とは実質的に関係していない) 外国機関投資家が得た債券の利息収入は、一時的に企業所得税を免除される。通達第108号に従いかかる免除は一時的なものに過ぎないため、かかる免除が2021年11月6日の後も適用されるか否かについては不明確なままである。

(中略)

() キャピタル・ゲイン

(中略)

2014年11月14日、中国の財政部、国税総局および証監会は、Q F I I および R Q F I I が得た持分投資のキャピタル・ゲインに関する税務上の問題に対処するべく、共同で財税通達 (2014年) 第79号 (以下「通達第79号」という。) を発表した。通達第79号に基づき、(中国に恒久的施設を有しない、または中国に恒久的施設を有するが、そのようにして中国で生じた所得が当該恒久的施設とは実質的に関連性のない) Q F I I / R Q F I I の場合、かかるキャピタル・ゲインは、2014年11月17日以降に実現されたものである場合には一時的に中国の源泉所得税を免除され、2014年11月17日より前に実現されたものである場合には適用ある法律に従い10%の中国の源泉所得税が課されることとなった。

(中略)

中国の増値税(以下「増値税」という。)

(中略)

通達第36号および財税通達(2016年)第70号(以下「通達70号」という。)に従い、Q F I I / R Q F I Iが中国の債務証券を譲渡することにより実現した利益は、2016年5月1日以降増値税を免除されている。

通達第36号に従い、Q F I I / R Q F I Iが稼得した中国の国内債券への投資に係る利息収入には、特別の免税規定が適用されない場合、6%の増値税が課される(下記通達第108号に対する注記を参照のこと。)。通達第36号に従い、預金に係る利息収入に増値税は課されず、国債に係る利息収入も増値税を免除される。通達第108号は、2018年11月7日から2021年11月6日の間に中国の債券市場に投資する外国機関投資家が得た債券の利息収入に対する増値税の免除について規制している。通達第108号に従いかかる免除は一時的なものに過ぎないため、かかる免除が2021年11月6日の後も適用されるか否かについては不確かなままである。増値税が支払われる場合、適用ある増値税の最大12%に相当する追加税(都市建設維持税、教育付加税および地方教育付加税を含む。)も適用される。

(中略)

債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)の利用に関連するリスク

投資者は、一部のサブ・ファンドが債務担保証券(CDO)として知られる一定の種類の資産担保証券、または原資産がローンである場合にローン担保証券(CLO)に投資することがあることに留意すべきである。CLOおよびCDOは基本的に、支払順位が異なる複数のトランシェから構成され、最上位のトランシェは原資産のプールからの元利金の支払順位が最も高く、その次が第二位のトランシェで、その先は元利金からの支払順位が最下位のトランシェ(エクイティ・トランシェ)まで支払順位が順番に下がっていく。CDO/CLOは原資産の価値の下落により著しく不利な立場に置かれることがある。さらに、複雑な仕組みにより評価が難しくなることがあり、異なる市場のシナリオにおけるパフォーマンスを予測することは困難である。

派生商品の利用

(中略)

ハイ・イールド債

債務証券への投資は、金利リスク、セクター・リスク、セキュリティ・リスクおよび信用リスクを伴う。投資適格債券と比べて、ハイ・イールド債は、当該証券に関連するより低い信用格付のリスクまたはより高い債務不履行のリスクを相殺するために、一般的により低い格付けとなり、通常はより高い利回りを提供する。ハイ・イールド債は、債務不履行または現行の金利を下回る実効金利の場合に、資本減少についてより高いリスクを伴う。経済状況および金利水準の変動は、当該債券の価格に相当な影響を及ぼす可能性がある。また、ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、より高い信用リスクおよび債務不履行リスクにさらされる可能性がある。当該債券は、高格付けの証券と比べて、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす事象への反応が高い傾向がある。ハイ・イールド債の価格は、景気の低迷または金利上昇の期間などの全体的な経済状況により悪影響を受ける可能性がある。ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、流動性が低く、有利な時期にまたは有利な価格で売却しまたは評価することが困難であることがある。特に、ハイ・イールド債は、しばしば規模が小さく、信用力が低くかつ負債の多い会社により発行され、かかる会社は概して財政的に健全な会社と比べて、予定通りに元本および利息を支払うことができないことが多い。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

(後略)

<訂正後>

リスク要因

(中略)

ESGリスク

「サステナビリティ・リスク」とは、投資価値に重大なまたは潜在的に相当な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

中華人民共和国(以下「中国」という。)に投資する際の特定リスク

本項の目的において、「サブ・ファンド」とは、投資運用会社のQFI(適格外国投資家)資格、中国銀行間債券市場(以下「CIBM」という。)、上海-香港ストック・コネクトまたは深圳-香港ストック・コネクト(以下「ストック・コネクト」という。)、ボンド・コネクト、中国A株/中国オンショア債券および/またはETF等のアクセス商品にエクスポージャーを有するUCITSまたはその他のUCIを通じて中国A株(以下「A株」ということがある。))および/または中国のオンショア債券に投資する各関連サブ・ファンドをいう。

(中略)

b) QFI(適格外国投資家)リスク

QFI資格

中国の現行の規制に基づき、外国人投資家は、中国においてQFIステータス等の資格のあるステータスを得た機関を通じてA株市場およびその他のQFI認定証券に投資することができる。現在のQFI規制は、A株投資に対して厳格な規制(投資ガイドライン等)を課している。

サブ・ファンド自体は、QFIではないが、投資運用会社または投資顧問会社のQFIステータスによりA株およびその他のQFI認定証券に直接投資することができる。投資を予定する者は、サブ・ファンドが投資運用会社または投資顧問会社のQFI資格から利益を得続ける保証およびサブ・ファンドのみが利用可能である保証はないことに留意するべきである。

関連する法令の不利な変更(QFI送金制限の変更を含む。)により買戻請求が適時に処理される保証はない。かかる制限は、サブ・ファンドの取引の停止を結果としてもたらすことがある。

投資運用会社または投資顧問会社がQFIステータスを喪失し、取引を停止したまたは解任された場合、サブ・ファンドは、投資運用会社または投資顧問会社のQFI資格を通じてA株またはその他のQFI認定証券に投資することができなくなる場合があり、また、サブ・ファンドは、その持分の処分を要求されることがあり、これにより、当該サブ・ファンドは重大な悪影響を受ける可能性がある。

QFI規制

中国におけるQFIによる投資、送金および通貨転換に関して定めたQFI規制は比較的新しい。そのためQFI規制の適用および解釈は、相対的に試されておらず、適用方法に関しては不確実性がある。中国证券监督管理委员会(以下「CSRC」という。))および中国国家為替管理局(以下「SAFE」という。))は、QFI規制において幅広い裁量を与えられており、これらの裁量が現在または将来どのように行使されるかについては前例がなく、不確実である。この初期の発展段階において、QFI規制は、将来さらに改定される可能性がある。かかる改定がQFIに損害を与えない保証またはCSRCおよびSAFEにより随時審査される投資運用会社または投資顧問会社のQFI資格が完全に削除されない保証はない。

PRCブローカー

QFIとして、関連する投資運用会社または投資顧問会社はまた、中国市場においてサブ・ファンドのために取引を実行するブローカー(以下「中国ブローカー」という。))を選定する。サブ・ファンドは、QFIとして、投資運用会社または投資顧問会社が任命することができるブローカーの数に関する規制/制限等、適用あるQFI規制に基づく規制/制限または経営上の制約に従ってQFI認定証券の取引の最良執行の達成に困難を極めることがある。中国ブローカーがサブ・ファンドに対して、中国市場において最良慣行であると投資運用会社または投資顧問会社が合理的に考える執行基準を提示した場合、投資運用会社または投資顧問会社は、取引が最高価格で執行されない可能性があるにもかかわらず、取引を当該中国ブローカー(関連会社の場合を含む。))と継続して執行することを決定することができ、サブ・ファンドが取引を執行した際の価格と関連する時期において市場で入手できたその他の価格との差に関してサブ・ファンドに説明責任を負わないものとする。

保管

保管受託銀行は、サブ・ファンドの資産を保有する。サブ・ファンドの代理として行為するQFIIおよび保管受託銀行は、サブ・ファンドについて副保管人（以下「中国副保管人」という。）を任命する。上記の中国副保管人は、投資運用会社または投資顧問会社のQFII資格を通じて中国において投資されたサブ・ファンドの資産を保有する。

投資運用会社または投資顧問会社のQFII資格を通じてサブ・ファンドが取得したQFII認定証券は、別個の証券勘定において中国副保管人が維持し、適用ある法律に従ってサブ・ファンドまたは（サブ・ファンドを代理する）本投資法人の単独の利益および使用のために登録される。中国副保管人による資産の分離があるため、サブ・ファンドの資産は、QFIIとしての投資運用会社または投資顧問会社、中国副保管人または中国ブローカーの資産の一部を構成しない。しかしながら、投資規制に従い、QFIIとしての投資運用会社または投資顧問会社は、当該証券勘定における証券に対する権利を有する当事者になる可能性があり（本権利が所有権を構成しないことまたは投資運用会社または投資顧問会社がサブ・ファンドを代理して証券を購入することを妨げないことにかかわらず）、当該証券は、投資運用会社または投資顧問会社の清算人による請求の影響を受けやすく、サブ・ファンドのみの名義で登録された場合と同様に十分に保護されないことがある。特に、投資運用会社または投資顧問会社の債権者がサブ・ファンドの資産が投資運用会社または投資顧問会社に帰属すると誤って仮定し、当該債権者が当該債権者に対する投資運用会社または投資顧問会社の債務支払のためにサブ・ファンドの資産の管理獲得を追求するリスクがある。

（中略）

買戻し制限

サブ・ファンドの勘定による送金は、サブ・ファンド/本投資法人（場合による。）の株式の正味買付および買戻しに応じて投資運用会社または投資顧問会社のQFII資格を通じて中国副保管人が毎日実行することができる。

（中略）

清算準備金リスク

QFII規則に基づき、中国副保管人は、最低清算準備金を預託するよう求められ、その割合は、中国証券登記決算有限責任会社（上海、深圳および北京支店）（以下「CSDCC」という。）によって適切な時期に決定される。中国副保管人は、最低清算準備金の一部としてサブ・ファンドの資産の一部を預託する。最低清算準備金率は、CSDCCにより随時決定され、中国副保管人によって最低清算準備金に預託される。中国において証券価格が上がった場合、最低清算準備金として保有するサブ・ファンドの資産は、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性がある。他方で、サブ・ファンドのパフォーマンスは、中国の証券価格が下がっている期間に比べて改善する可能性がある。

（中略）

e) 投資制限

中国の規則において、中国上場企業1社についてすべての実質的な外国人投資家および/または単独の外国人投資家が保有する株式総数には制限があるため、サブ・ファンドがA株式に投資を行う能力は、すべての実質的な外国人投資家の活動によって影響を受ける。投資家は様々なQFIIまたはその他の認定経路を通じて投資を行うことができるため、実際、QFIIとしての投資運用会社が実質的な外国人投資家の投資対象を監視することは困難である。

（中略）

中国の税務上の勘案事項

本項の目的において、（ ）「サブ・ファンド」とは、投資運用会社のQFII資格および/もしくはQFII資格もしくはUBSグループ内のその他の事業体のQFII資格および/もしくはQFII資格を通じて、QFII認定証券/QFII認定証券に直接投資もしくは間接投資を行うか、または、CIB

Mにおいて、もしくはボンド・コネクトを通じて直接取引される中国国内の債券に投資を行うサブ・ファンドをいい、また()「投資運用会社」とは、文脈に応じて、投資運用会社およびUBSグループ内のその他の事業体をいう。

中国の現行の規制に基づき、外国投資家(サブ・ファンドを含む。)は、一般に、QFIIもしくはQFIまたはストック・コネクトを通じて、中国A株その他の一定の投資商品に投資することができる。サブ・ファンドは、CIBMまたはボンド・コネクトを通じて中国国内の債券に直接投資することにより、中国の税務当局によって課される源泉徴収税その他の税金の対象となることがある。

中国の企業所得税(以下「企業所得税」という。)

(中略)

() 利息および配当

中国の現行の税金に関する法令に基づき、QFII/QFIは、中国の上場企業からの現金配当、特別配当、利益分配および利払いに対して10%の中国の源泉所得税を課される。かかる中国の源泉所得税は、適用される二重課税防止条約に基づき減額され、または国内の税法の規定に基づき免税される可能性がある。2018年11月22日、中国財政部(以下「財政部」という。)および中国国家税務総局(以下「国税総局」という。)は、外国機関投資家が中国の債券市場への投資により得た債券の利息収入に関する税務上の問題に対処するべく、共同で財税通達(2018年)第108号(以下「通達第108号」という。)を発表した。通知第108号に従い、2018年11月7日から2021年11月6日の間に、中国に恒久的施設を有しない(または中国に恒久的施設を有するが、そのようにして中国で生じた所得が当該恒久的施設とは実質的に関係していない)外国機関投資家が得た債券の利息収入は、一時的に企業所得税を免除される。通達第108号に従いかかる免除は一時的なものに過ぎないため、かかる免除が2021年11月6日の後も適用されるか否かについては不明確なままである。

(中略)

() キャピタル・ゲイン

(中略)

2014年11月14日、中国の財政部、国税総局および証監会は、QFIIおよびQFIが得た持分投資のキャピタル・ゲインに関する税務上の問題に対処するべく、共同で財税通達(2014年)第79号(以下「通達第79号」という。)を発表した。通達第79号に基づき、(中国に恒久的施設を有しない、または中国に恒久的施設を有するが、そのようにして中国で生じた所得が当該恒久的施設とは実質的に関連性のない)QFII/QFIの場合、かかるキャピタル・ゲインは、2014年11月17日以降に実現されたものである場合には一時的に中国の源泉所得税を免除され、2014年11月17日より前に実現されたものである場合には適用ある法律に従い10%の中国の源泉所得税が課されることとなった。

(中略)

中国の増値税(以下「増値税」という。)

(中略)

通達第36号および財税通達(2016年)第70号(以下「通達70号」という。)に従い、QFII/QFIが中国の債務証券を譲渡することにより実現した利益は、2016年5月1日以降増値税を免除されている。

通達第36号に従い、QFII/QFIが稼得した中国の国内債券への投資に係る利息収入には、特別の免税規定が適用されない場合、6%の増値税が課される(下記通達第108号に対する注記を参照のこと。)。通達第36号に従い、預金に係る利息収入に増値税は課されず、国債に係る利息収入も増値税を免除される。通達第108号は、2018年11月7日から2021年11月6日の間に中国の債券市場に投資する外国機関投資家が得た債券の利息収入に対する増値税の免除について規制している。通達第108号に従いかかる免除は一時的なものに過ぎないため、かかる免除が2021年11月6日の後も適用されるか否かについて

は不確かなままである。増値税が支払われる場合、適用ある増値税の最大12%に相当する追加税(都市建設維持税、教育付加税および地方教育付加税を含む。)も適用される。

(中略)

債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)の利用に関連するリスク

投資者は、一部のサブ・ファンドが債務担保証券(CDO)として知られる一定の種類の資産担保証券、または原資産がローンである場合にローン担保証券(CLO)に投資することがあることに留意すべきである。CLOおよびCDOは基本的に、支払順位が異なる複数のトランシェから構成され、最上位のトランシェは原資産のプールからの元利金の支払順位が最も高く、その次が第二位のトランシェで、その先は元利金からの支払順位が最下位のトランシェ(エクイティ・トランシェ)まで支払順位が順番に下がっていく。CDO/CLOは原資産の価値の下落により著しく不利な立場に置かれることがある。さらに、複雑な仕組みにより評価が難しくなることがあり、異なる市場のシナリオにおけるパフォーマンスを予測することは困難である。

偶発転換社債(CoCo債)の使用に関連するリスク

CoCo債とは、関連する特定の条件に従い、予め定義されたトリガー事由が発生するとすぐに、予め決定された価格で自己資本に転換されるか、償却されるか、または、価値が切り下げられる可能性のあるハイブリッド債である。

CoCo債の利用は、流動性リスクおよび転換リスクを含む構造特有のリスクを生じさせる。ある場合において、発行体は、転換証券を普通株式に転換するように手配することがある。転換証券が普通株式に転換された場合、本投資法人は、通常はこれらの普通株式に投資しない場合でも、自己のポートフォリオにおいてこれらの株式を保有することがある。

CoCo債はまた、トリガー水準リスクにさらされる。トリガー水準と自己資本比率の間の差異によって、これらのトリガー水準は変動し、転換リスクの程度を決定する。サブ・ファンドのポートフォリオ・マネージャーは、債務証券の自己資本への転換を要求するトリガーを予測することが困難であることがある。

また、CoCo債は、資本構造反転リスクにさらされる。発行体の資本構造において、CoCo債は通常、従来の転換社債と比べて劣後するものとして分類される。ある場合において、CoCo債への投資家は資本損失を被ることがあり、その一方で、株主は、後々影響を受けるだけであるか、または、全く影響を受けない。

CoCo債の利用は、リターン・リスクまたは評価リスクにさらされることにも留意すべきである。CoCo債の評価は、多くの予測不可能な要因、例えば、発行体の信用度およびその資本損失の変動、CoCo債の需要および供給、一般的な市場状況および利用可能な流動性または発行体、発行体が事業を行う市場もしくは金融市場全般に影響を及ぼす経済、金融および政治における出来事などにより影響を受ける。

さらに、CoCo債は、利払い停止のリスクにさらされる。CoCo債の利払いは、発行体の裁量によって行われ、発行体は、いつでも、かつ、理由の如何を問わず、かかる支払を無期限に停止することができる。自由裁量による支払の停止は、支払の不履行とはみなされない。利払いの再導入または停止された支払の後日の支払を請求することは不可能である。利払いはまた、発行体の監督当局による承認を条件とし、利用することができる分配可能な準備金ที่ไม่十分な場合には停止されることがある。利払いに関する不確実性により、CoCo債は変動性が高くなる。利払いの停止は、急激な値下がりを生じる可能性がある。

CoCo債はまた、繰上償還延期リスクにさらされる。CoCo債は、永久債であり、管轄権を有する監督当局による承認を得た後、予め定められた日付にのみ償還することができる。サブ・ファンドがCoCo債に投資した資本が返還されるという保証はない。

最後に、C o C o 債は、比較的新しく、よって、その市場および規制環境は未だ発展段階にあるため、未知のリスクにさらされる。したがって、C o C o 債の市場全体が発行体に関するトリガーまたは利払い停止に対してどのように反応するかは不確実である。

派生商品の利用

(中略)

ハイ・イールド債

債務証券への投資は、金利リスク、セクター・リスク、セキュリティ・リスクおよび信用リスクを伴う。投資適格債券と比べて、ハイ・イールド債は、当該証券に関連するより低い信用格付のリスクまたはより高い債務不履行のリスクを相殺するために、一般的により低い格付けとなり、通常はより高い利回りを提供する。ハイ・イールド債は、債務不履行または現行の金利を下回る実効金利の場合に、資本減少についてより高いリスクを伴う。経済状況および金利水準の変動は、当該債券の価格に相当な影響を及ぼす可能性がある。また、ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、より高い信用リスクおよび債務不履行リスクにさらされる可能性がある。当該債券は、高格付けの証券と比べて、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす事象への反応が高い傾向がある。ハイ・イールド債の価格は、景気の低迷または金利上昇の期間などの全体的な経済状況により悪影響を受ける可能性がある。ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、流動性が低く、有利な時期にまたは有利な価格で売却しまたは評価することが困難であることがある。特に、ハイ・イールド債は、しばしば規模が小さく、信用力が低くかつ負債の多い会社により発行され、かかる会社は概して財政的に健全な会社と比べて、予定通りに元本および利息を支払うことができないことが多い。

劣後債

一部のサブ・ファンドは、劣後債に投資することがある。発行体が支払不能に陥った場合、劣後債はシニア債の後に返済される。劣後債はシニア債が返済されるまで返済されないため、発行体が支払不能に陥った場合に返済を受けられる可能性は低い。したがって、劣後債は投資者にとってより高いリスクを伴う。

中小型株に関連するリスク

一部のサブ・ファンドは、中小型株に投資する。小規模かつ知名度の低い企業の有価証券への投資は、より大規模かつ成熟した知名度の高い企業への投資に比べ、より高いリスクを伴い、価格の変動がより大きい可能性がある。小規模企業の株式価格は、大規模企業の株式価格および幅広い株式市場指標とは独立して変動する場合があるが、その理由に、成長見通しがやや不透明であること、かかる株式の市場流動性が低いことおよび市況の変化による脆弱性が高いことが挙げられる。例えば、事業リスクの高さは、製品ライン、市場、流通チャネルならびに財源および経営資源の規模が小さく、かつ、限定されていることに関連する。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

(後略)

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

< 訂正前 >

(前略)

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

本投資法人はまた、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。

(後略)

<訂正後>

(前略)

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

管理会社またはその代理人は、投資者に直接リベートを支払う場合がある。リベートは、関係する投資者に帰属するコストを削減するものである。

リベートは、以下の場合に許可される。

- ・ 管理会社またはその代理人の報酬からリベートが支払われ、サブ・ファンドの資産を追加的に損なうことがない場合
- ・ 客観的な基準に基づきリベートが付与される場合
- ・ 客観的な基準を等しく満たし、リベートを要求するすべての投資者に対してリベートが同程度に付与される場合
- ・ リベートにより、リベート付与の対象となるサービスの質が向上し(例えば、サブ・ファンドの資産増加に寄与することで、資産のより効率的な運用が可能になり、サブ・ファンドの清算の可能性が低下し、および/またはすべての投資者が比例按分で負担する固定費が減少する場合など)、かつ、すべての投資者がサブ・ファンドの報酬およびコストを公平に負担する場合

リベート付与の客観的な基準は、以下のとおりである。

- ・ リベートの対象となるサブ・ファンドの投資証券クラスの投資者が保有する資産総額

以下の追加の基準が適用される場合もある。

- ・ 投資者が保有するUBS 集団投資スキームの資産総額、および/または
- ・ 投資者が居住する地域

管理会社またはその代理人は、投資者の要求に応じて、該当するリベートの金額を無償で開示するものとする。

本投資法人はまた、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。

(後略)

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

ルクセンブルグ

(中略)

2018年ドイツ投資税法に基づく部分的課税免除

(中略)

このため、以下のサブ・ファンドは、同法第20条第(1)項に基づく部分的課税免除の適用を目的として同法第2条第(6)項に規定される「エクイティ・ファンド」の適格要件を満たすため、各資産の50%以上をエクイティ投資対象(同法第2条第(8)項および関連ガイドラインに定義される。)に継続的に投資する。

- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - アジア・エクイティーズ(米ドル)
- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - 中国A株・クオンティタティブ(米ドル)
- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)
- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ヨーロピアン・エクイティ・バリュー・オポチュニティ(ユーロ)
- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・エクイティーズ(米ドル)

以下のサブ・ファンドは、同法第20条第(2)項に基づく部分的課税免除の適用を目的として同法第2条第(7)項に規定される「ミックス・ファンド」の適格要件を満たすため、各資産の25%以上をエクイティ投資対象(同法第2条第(8)項および関連ガイドラインに定義される。)に継続的に投資する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ルクセンブルグ

(中略)

2018年ドイツ投資税法に基づく部分的課税免除

(中略)

このため、以下のサブ・ファンドは、同法第20条第(1)項に基づく部分的課税免除の適用を目的として同法第2条第(6)項に規定される「エクイティ・ファンド」の適格要件を満たすため、各資産の50%以上をエクイティ投資対象(同法第2条第(8)項および関連ガイドラインに定義される。)に継続的に投資する。

- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - アジア・エクイティーズ(米ドル)
- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)
- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ヨーロピアン・エクイティ・バリュー・オポチュニティ(ユーロ)
- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・エクイティーズ(米ドル)
- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ターンアラウンド・エクイティ・オポチュニティ(米ドル)
- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ヨーロピアン・エクイティ・サステナブル・リーダーズ(ユーロ)

以下のサブ・ファンドは、同法第20条第(2)項に基づく部分的課税免除の適用を目的として同法第2条第(7)項に規定される「ミックス・ファンド」の適格要件を満たすため、各資産の25%以上をエクイティ投資対象(同法第2条第(8)項および関連ガイドラインに定義される。)に継続的に投資する。

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第2 手続等

4 その他

<訂正前>

(前略)

データ保護

(中略)

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、以下の権利を有する。

- ・ 個人データに関する情報(すなわち、個人データが処理されているか否かを本投資法人に確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利(法定免除の対象となる。))

- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを訂正させること(すなわち、不完全または不正確な個人データまたは誤りの更新および訂正を本投資法人に要求する権利)
- ・ 個人データの利用を制限すること(すなわち、個人データの保管に同意するまで、一定の状況下で個人データの処理を制限することを要求する権利)
- ・ マーケティング目的での個人データの処理の禁止を含む、個人データの処理に異議を申し立てること(すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または正当な利益に基づいて業務を遂行するためにデータを処理することを本投資法人に禁止する権利。投資者の利益、権利および自由に優先するデータを処理する正当かつ最優先の根拠があること、またはデータを処理することが法的請求を執行、実施または防御するために必要であることを本投資法人が証明できない限り、本投資法人は、当該データの処理を中止する。)
- ・ 個人データを削除させること(すなわち、特定の状況において、特に、本投資法人が当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合、個人データの削除を要求する権利)

(中略)

ベンチマーク規則

(中略)

ベンチマーク管理者の移行期間およびベンチマーク規則に基づく管理者としての認可または登録の申請期限は、関係するベンチマークの分類およびベンチマーク管理者の住所地の両方によって決まる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

データ保護

(中略)

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、以下の権利を有する。

- ・ 個人データへのアクセス権(すなわち、個人データが処理されているか否かを本投資法人に確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、当該データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利(法定免除の対象となる。))
- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを修正させる権利(すなわち、不正確もしくは不完全な個人データまたは事実誤認の適宜の更新または訂正を本投資法人に義務付ける権利)
- ・ 個人データの利用を制限する権利(すなわち、同意するまで、個人データの処理を、一定の状況下での当該データの保管に限定することを要求する権利)
- ・ マーケティング目的での個人データの処理を含む、個人データの処理に異議を申し立てる権利(すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または本投資法人の正当な利益のために遂行された業務の成果を根拠とした個人データの処理に異議を申し立てる権利。投資者の利益、権利および自由に優先してデータを処理するための差し迫った正当な根拠があること、または法的請求の立証、行使または防御のためにデータを処理する必要があることを本投資法人が証明できない限り、本投資法人は当該処理を終了する。)
- ・ 個人データを削除させる権利(すなわち、本投資法人が当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合を含む特定の状況において、個人データの削除を要求する権利)

(中略)

ベンチマーク規則

(中略)

ベンチマーク管理者の移行期間およびベンチマーク規則に基づく管理者としての認可および登録の申請期間は、関係するベンチマークの分類およびベンチマーク管理者の住所地の両方によって決まる。

(後略)

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(5) その他

< 訂正前 >

() 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散、サブ・ファンドの合併

(中略)

本投資法人またはサブ・ファンドと他の投資信託(「UCI」)またはそのサブ・ファンドとの合併、サブ・ファンドの合併

(中略)

「本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散」の項に記載される状況の下で、本投資法人の取締役会は、サブ・ファンドまたは投資証券クラスの資産を本投資法人の別の既存のサブ・ファンドもしくは投資証券クラスまたは2010年法パートIに基づきルクセンブルグの別のUCIに配分することまたは2010年法の規則に基づき海外UCITSに配分することおよび、(必要な場合、分裂または統合により、および投資主の比例的権限に相当する金額の支払を通じ)当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券を別のサブ・ファンドまたは別の投資証券クラスの投資証券として指定変更することを決定することができる。前項の本投資法人の取締役会の権限を侵すことなく、上記のサブ・ファンドを合併する決定もまた、当該サブ・ファンドの投資主総会において採択することができる。

(後略)

< 訂正後 >

() 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散、サブ・ファンドの合併

(中略)

本投資法人またはサブ・ファンドと他の投資信託(「UCI」)またはそのサブ・ファンドとの合併、サブ・ファンドの合併

(中略)

「本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散」の項に記載される状況の下で、本投資法人の取締役会は、サブ・ファンドまたは投資証券クラスの資産を本投資法人の別の既存のサブ・ファンドもしくは投資証券クラスまたは2010年法パートIに基づきルクセンブルグの別のUCIに配分することまたは2010年法の規則に基づき海外UCITSに配分することおよび、(必要な場合、分裂または統合により、および投資主の比例的権限に相当する金額の支払を通じ)当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券を別のサブ・ファンドまたは別の投資証券クラスの投資証券として指定変更することを決定することができる。前項の本投資法人の取締役会の権限にかかわらず、上記のサブ・ファンドを合併する決定もまた、当該サブ・ファンドの投資主総会において採択することができる。

(後略)

第4 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

(4) 役員 の状況

< 訂正前 >

UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

(2022年4月末日現在)

氏名	役職名	就任	略歴	所有株式
(中略)				
フランチェスカ・ ジリ・プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メン バー	2019年12月5日	UBS ファンド・マネジメン ト (ルクセンブルグ) エス・エ イ、 ルクセンブルグ、チーフ・ エグゼクティブ・オフィサー	該当なし
<u>アンドレ・ヴァレンテ</u> (André Valente)	<u>ディレクター/ ボード・メン バー</u>	2020年2月17日	<u>UBS ファンド・マネジメン ト (スイス) エイ・ジー、 バーゼル、チーフ・ エグゼクティブ・オフィサー</u>	<u>該当なし</u>
アン・シャルロット・ ローヤー (Ann-Charlotte Lawyer)	インディペンデ ント・ディレク ター / ボード・ メンバー	2022年1月1日	ルクセンブルグ大公国、 インディペンデント・ ディレクター	該当なし

(後略)

<訂正後>

UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

(2022年9月末日現在)

氏名	役職名	就任	略歴	所有株式
(中略)				
フランチェスカ・ ジリ・プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メン バー	2019年12月5日	UBS ファンド・マネジメン ト (ルクセンブルグ) エス・エ イ、 ルクセンブルグ、チーフ・ エグゼクティブ・オフィサー	該当なし
ウジェーヌ・デル・ シオッポ (Eugène Del Cioppo)	ディレクター/ ボード・メン バー	2022年9月2日	UBS ファンド・マネジメン ト(スイス)エイ・ジー、 バーゼル、スイス ヘッド・オブ・プロダクト・ ホワイト・ラベリング・ソ リューションズ	該当なし
アン・シャルロット・ ローヤー (Ann-Charlotte Lawyer)	インディペンデ ント・ディレク ター/ボード・ メンバー	2022年1月1日	ルクセンブルグ大公国、 インディペンデント・ ディレクター	該当なし

(後略)